

## 第6章 監督・罰則

青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）は、法人から毎年提出される事業報告書等の書類により、法人の状況を把握する一方で、特定非営利活動促進法に基づき、法人の監督として、報告及び検査、改善命令及び設立認証の取消しを行うことがあります。

### 1 報告及び検査

青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）は、法人が法令、法令に基づいて行う行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その法人に対して、その業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又は、その法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます。（法第41条第1項）

### 2 改善命令

青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）は、法人が、次の場合に該当すると認めるときは、その法人に対して、期限を定めて、改善のために必要な措置を採るように命令することができます。

#### ①次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- 営利を目的としない団体であること。（法第2条第2項第1号）
- 社員の資格の得喪に不当な条件をつけないこと。（法第2条第2項第1号イ）
- 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること。  
（法第2条第2項第1号ロ）
- 宗教活動を主目的としないこと。（法第2条第2項第2号イ）
- 政治活動を主目的としないこと。（法第2条第2項第2号ロ）
- 特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦、支持、反対を目的としないこと。  
（法第2条第2項第2号ハ）
- 暴力団又は暴力団やその構成員の統制下にある団体でないこと。  
（法第12条第1項第3号）
- 10人以上の社員を有するものであること。（法第12条第1項第4号）

#### ②法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

#### ③運営が著しく適正を欠く場合

### 3 設立認証の取り消し

青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）は、次の場合には、法人の設立の認証を取り消すことがあります。認証の取消しを行おうとする場合には、聴聞の手続きをとることとされています。（法第 13 条第 3 項、法第 43 条第 1 項、同条第 2 項）

- ①設立（合併）の認証を受けた者が設立の認証があつた日から 6 月を経過しても設立（合併）の登記をしない場合
- ②青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）の改善命令に違反し、他の方法では監督目的が達成できない場合
- ③法第 29 条で毎年 1 回提出するように定められた事業報告書等の提出を、3 年以上行わなかった場合
- ④法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法によっても監督の目的を期待することができない場合

### 4 罰則・過料

特定非営利活動促進法は、次の違反行為に対して罰則規定を設けています。

#### ①50 万円以下の罰金に処せられる場合（法第 78 条、第 79 条）

- 改善命令に違反した者（法第 42 条違反）
- 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が改善命令に違反したときは、その行為者及びその法人又は人（法第 42 条違反）

#### ②20 万円以下の過料に処せられる場合（法第 80 条）

- 次に掲げるいずれかに該当する場合の、法人の理事、監事又は清算人
  - (1)組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第 7 条第 1 項違反）
  - (2)法人成立の時に財産目録を作り、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第 14 条違反）
  - (3)役員の変更等をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第 23 条第 1 項違反）
  - (4)軽微な事項に係る定款変更をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第 25 条第 6 項違反）
  - (5)法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第 28 条第 1 項違反）
  - (6)定款変更に係る登記をした場合で、当該登記をしたことを証する登記事項証明書の提出がないとき（法第 25 条第 7 項違反）
  - (7)事業報告書等の毎年 1 回の提出を怠ったとき（法第 29 条違反）
  - (8)合併の認証があつたとき、通知のあつた日から 2 週間以内に作成し、主たる事務所に備え置かなければならない財産目録及び貸借対照表を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第 35 条第 1 項違反）

- (9)合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に、債権者に対し、合併に異議があれば2か月以上の定めた期間内に述べるべきことを公告せず、あるいは、判明している債権者に対して各別にこれを催告しなかったとき（法第35条第2項違反）
- (10)合併について債権者が異議を述べた場合に、法人が弁済をせず、若しくは相当の担保を供せず、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなかったとき（法第36条第2項違反）
- (11)法人がその債務を完済することができなくなったにもかかわらず、理事が直ちに裁判所に破産宣告の請求をしなかったとき（法第31条の3第2項違反）
- (12)清算中に法人の財産がその債務の完済に不足することが明らかになったにもかかわらず、清算人が裁判所に直ちに破産宣告の請求をしなかったとき（法第31条の12第1項違反）
- (13)清算人は、債権者に対し、2か月以上の定めた期間内に請求すべき旨、その就任の日より2か月以内に公告しなければならないのに、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の10第1項違反）
- (14)清算人は、裁判所に破産宣告の請求をしたことを公告しなければならないのに、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の12第1項違反）
- (15)第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。（法第41条第1項違反）

③10万円以下の過料に処せられる場合（法第81条）

- その名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者（法第4条違反）

